

■認定事業計画への具体的支援措置

補助金	■地域産業資源活用事業 市場調査、研究開発に係る調査分析、新商品・新役務の開発（試作、研究開発、評価等を含む）、展示会等の開催又は展示会等への出展、知的財産に係る調査等の事業に係る経費の一部を補助します。 ・補助金限度額：開発・生産型500万円（4社以上のグループは2,000万円） ：需要開拓型及び地域産業資源活用支援事業の場合：1,000万円 ・補助率：1/2以内（1～3回目） ※ただし4社以上のグループの場合：1回目2/3以内、2～3回目1/2以内 問い合わせ先：九州経済産業局
融 資	■政府系金融機関による融資制度 認定を受けた事業計画に基づく設備資金及び運転資金について、政府系金融機関が優遇金利で融資を行います。 ■市区町村による高度化融資制度 複数の中小企業者（グループ、組合等）が、事業計画を実行する際に必要な土地、設備等に対し、市区町村が融資する場合、中小機構が市区町村に融資を行います。 問い合わせ先：独立行政法人中小企業基盤整備機構
信用保証	■信用保証の特例 中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度で、中小企業者は次の措置を受けることができます。 ※普通保証等の別枠設定 普通保証2億円、無担保保証8,000万円、特別小口保証1,250万円、流動資産担保融資保証2億円に加えて、それぞれ別枠で同額の保証を受けることができます。 ※新事業開拓保証の限度枠拡大 新事業開拓保証の限度額が2億円から4億円（組合4億円から6億円）に拡大されます。 ■食品流通構造改善促進法の特例 食品の製造等の事業を行う中小企業者が金融機関から融資を受ける際、食品流通構造改善促進機構が債務保証等をする制度で、食品の製造等の事業を行う中小企業者は、当該認定事業に必要な資金の借りに係る債務の保証等を受けることができます。 問い合わせ先：各県信用保証協会 財団法人食品流通構造改善促進機構構造改善部
海外展開に伴う資金調達支援	（海外現地子会社等の資金調達円滑化） ■株式会社日本政策金融公庫法の特例 中小企業者が、海外現地子会社等と共同して海外展開に取り組む場合、日本政策金融公庫が海外現地金融機関の長期融資に対して債務保証を行うことにより、海外子会社等は現地通貨等外貨建てでの資金調達支援を受けられます。 ※保証限度額は一保証先につき4.5億円以下 問い合わせ先：株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業） （海外展開のための国内における資金調達支援） ■中小企業信用保険法の特例 中小企業者が、海外直接投資事業に要する資金について国内金融機関からの融資を受ける際、信用保証協会が債務保証を行う制度である海外投資関係保険の保証限度額が2億円から4億円（組合は4億円から6億円）に拡大されます。 問い合わせ先：各県信用保証協会
その他の支援措置	■中小企業投資育成株式会社の特例 事業を行う中小企業者が増資等を行う場合、資本金3億円を超える株式会社であっても投資育成会社の投資対象に追加されます。 問い合わせ先：東京・名古屋・大阪中小企業投資育成株式会社 ■地域団体商標の登録料等の減免 組合等が、事業計画に基づき、地域団体商標の登録を受ける際の登録料・手数料を減免できます。 問い合わせ先：九州経済産業局知的財産室